

【申請の際に必要な書類】

＜被保険者本人が申請する場合＞

※使者による申請（被保険者本人記載の申請書・届出書を依頼により提出）の場合も同じ

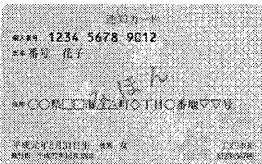
●マイナンバーがわかるもの（いずれか1点が必要です）

通知カード、個人番号カードなど

（通知カード）

（個人番号カード）

（個人番号の記載がある住民票）



●本人の確認書類（顔写真つき証明書は1点、それ以外は2点必要です）

・顔写真つき証明書の例

個人番号カード、運転免許証、運転経歴証明書（平成24年4月1日以降交付のもの）、
パスポート、身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳、在留カード、
特別永住者証明書、住民基本台帳カードなど

・顔写真の無い証明書の例

健康保険証、年金手帳、児童扶養手当証書、特別児童扶養手当証書、生活保護受給者証、
年金証書、介護保険被保険者証、負担割合証など

※個人番号カード1枚で、「マイナンバーの確認」と「本人確認」の両方が可能です。

※郵送による申請や使者による申請の場合は、写しても可

＜代理人が申請する場合＞

●代理権の確認書類（いずれか1点が必要です）

・法定代理人の場合（成年後見人など）

登記事項証明書、戸籍謄本など（法定代理人の資格を証明する書類）による確認

・任意代理人の場合（家族、居宅介護支援事業所、地域包括支援センター、介護保険施設など）

基本的には委任状（任意様式）による確認となるが、被保険者本人の介護保険被保険者証、
健康保険証、個人番号カード、運転免許証などの原本による確認が可能な場合もある

●代理人の確認書類（顔写真つき証明書は1点、それ以外は2点必要です）

・顔写真つき証明書の例

個人番号カード、運転免許証、運転経歴証明書（平成24年4月1日以降交付のもの）、
パスポート、身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳、在留カード、
特別永住者証明書、住民基本台帳カード、介護支援専門員証など

・顔写真の無い証明書の例

健康保険証、年金手帳、児童扶養手当証書、特別児童扶養手当証書、生活保護受給者証、
年金証書、介護保険被保険者証、負担割合証など

※代理人が法人の場合

法人の登記事項証明書・印鑑登録証明書など+社員証など（法人との関係を証明するもの）

●被保険者本人のマイナンバーがわかるもの（いずれか1点が必要です）

本人の通知カード、本人の個人番号カードなど ※写しても可